

令和 8 年 6 月

議 案 の 概 要

香 川 県 政 策 部 予 算 課

令和 8 年 6 月 県 議 会 定 例 会 議 案 一 覧

第 1 号 令和 8 年度香川県一般会計補正予算議案

- 歳入歳出予算 別表 1 のとおり

第 2 号 香川県議会議員及び香川県知事の選挙における電磁的記録式投票機による投票に関する条例議案

- 善通寺市において、電磁記録投票法の規定による条例が制定されたことを踏まえ、同法の規定に基づき、香川県議会議員及び香川県知事の選挙の投票をいわゆる電子投票機により行うために必要な事項を定めるため、条例を新たに制定するもの。

(主な内容)

- ・ 条例を定めた市町の区域内の投票区においては、香川県議会議員及び香川県知事の選挙の投票は、電子投票機を用いて行う方法によることとする。
 - ・ 電子投票機における表示の方法は、全ての候補者の氏名及び党派別を映像面に同時に表示する等の方法とする。
- 施行期日 公布の日

第3号 香川県認定こども園の認定の要件に関する条例等の一部を改正する条例議案

- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設定及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(主な改正内容)

- ・ 認定こども園の設置者は、保育士等一定の環境の下で子どもに接する児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認等の措置を講じることが認定要件に加える。
- ・ 満3歳以上の子どもの学級編制について、原則として1学級の子どもの数を30人以下（現行35人以下）に改める。

- 施行期日 公布の日、令和8年12月25日

第4号 香川県地方活力向上地域における県税の特別措置条例の一部を改正する条例議案

- 地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(主な改正内容)

- ・ 県税の課税免除又は不均一課税の対象となる特定業務施設整備計画の認定期限及び本条例の適用期限をそれぞれ2年間延長する。

- 施行期日 公布の日（ただし、令和8年4月1日から適用）

第5号 香川県監査委員条例等の一部を改正する条例議案

- 地方自治法等の一部改正に伴い、関係条例について引用している条項を改めるもの。
 - ① 香川県監査委員条例の一部改正
 - ② 香川県立病院事業の設置等に関する条例の一部改正
 - ③ 香川県流域下水道事業の設置等に関する条例の一部改正
 - ④ 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正

- 施行期日 令和8年9月24日

第6号 和解による損害賠償の額の決定について

- 令和4年9月に県立中央病院で発生した医療事故に伴うもの。

- 相手方 A及びB（患者の遺族）

- 損害賠償額 32,000,000円

別表1

令和8年度6月補正予算総括表

一般会計（第1号議案）

（単位：千円）

区分 部局	現計予算額	補正予算額	左の財源内訳										補正後 予算額	
			分担金 負担金	使用料 手数料	国庫 支出金	財産収入	寄附金	繰入金	繰越金	諸収入	県債	一般財源		
政 策	71,896,568													71,896,568
総 務	100,683,146													100,683,146
危機管理総局	1,836,402													1,836,402
環境森林	4,783,838													4,783,838
健康福祉	94,871,644													94,871,644
商工労働	45,602,064													45,602,064
交流推進	7,683,511													7,683,511
農政水産	22,505,421													22,505,421
土 木	41,740,434													41,740,434
警察本部	28,035,381													28,035,381
教育委員会	100,768,837	6,916,236			6,200,000			716,236						107,685,073
議会、出納局、 各種委員会	1,791,754													1,791,754
合 計	522,199,000	6,916,236			6,200,000			716,236						529,115,236

補 正 予 算 主 要 事 業 の 概 要

(一般会計)

★印は、新規事業

(単位：千円)

項目・事業名	補正予算額	説 明
1 香川県高等学校等教育改革促進基金事業	6,916,236	
(1) 香川県高等学校等教育改革促進基金造成事業	6,200,000	(1) 公立高校等における教育改革を推進するため、国から交付される高等学校等教育改革促進事業費補助金を受け入れ、基金に積み立てるもの。(国10/10) ・対象経費：高校教育改革を先導する拠点のパイロットケースの創出に要する経費 など
★(2) 香川県高等学校等教育改革推進事業	716,236	(2) 香川県高等学校等教育改革促進基金を活用して、県内の公立高校等の教育改革を進めていくための実行計画を策定するとともに、国が示す類型に沿って指定した改革先導拠点校において施設・設備の調査や設計、教育プログラムの検討等を行い、公立高校等の教育改革を推進するもの。 (改革先導拠点校における主な取組み) 【類型1】 アドバンスト・エッセンシャルワーカー等の育成 ・多度津高校　：水産・工業の学科横断で産業DXを主導する人材の育成 水産業と工業の学科横断拠点として臨海実験・実習場を整備 ・農業経営高校：経営感覚をもった高度農業人材の育成 最新のスマート農業機器やデジタル技術を活用したカリキュラムを開発 【類型2】 理数系人材の育成 ・丸亀高校　　：理工系スキルと論理構成力を兼ね備えた高度人材の育成 高度分析機器を用いた実験等を可能とする「未来創造ラボ」を整備 【類型3】 多様な学習ニーズに対応した教育機会の確保 ・小豆島中央高校：離島において先端技術の社会実装に挑む産業人材等の育成 企業が持つ先端技術等を修得するためのサテライトキャンパスを構築